

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、坂出市府中町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）新池地区）を行うことについて平成25年12月25日適当と決定した。

その関係書類を坂出市建設経済部産業課において平成26年1月21日から同年2月10日まで縦覧に供する。

平成26年1月14日

香川県知事 浜 田 恵 造